

案件 4

医療従事者に係る資金貸与制度の見直しについて

(1) 看護師修学資金貸与要件の緩和について

① 趣旨

看護師不足に対応し、看護業務の充実を図ることを目的として実施している看護師修学資金貸与制度について、本院で看護師としての勤務を希望する者をより広範囲かつ柔軟に受け入れるため、現在の要件等を緩和するものです。

② 主な見直し内容

- i 貸与を受けることができる者の要件について、臨地実習実施の有無及び年齢要件を撤廃する。
- ii 具体的な貸与の額及び人数の上限の規定を削除する（毎年、予算の範囲内で管理者が決定することとする）。

項 目	現 行	見直し後（案）
要 件	① 本院での勤務を希望する者	①② 保健師助産師看護師法の規定により文部科学大臣が指定した学校又は厚生労働大臣が指定した看護師養成所で、 <u>病院事業管理者が指定するものに在学する者</u>
	② 保健師助産師看護師法の規定により文部科学大臣が指定した学校又は厚生労働大臣が指定した看護師養成所で、 <u>本院において臨地実習を実施しているもののうち、病院事業管理者が指定するものに在学する者</u>	
	③ <u>養成施設に入学した日の属する年度の末日までに、年齢が 22 歳に達しない者</u>	③ 《廃止》
貸与の額	月を単位として貸与するものとし、 <u>1 月につき 50,000 円を超えない範囲内で管理者が定める額とする。</u>	月を単位として、 <u>管理者が別に定める額を貸与する。</u>
貸与人数	管理者は、管理者が定める選考基準により、毎年度、養成施設に在学している者のうちから <u>10 人以内</u> で、修学資金の貸与を決定する。	管理者は、毎年度、養成施設に在学している者のうちから、管理者が定める選考基準により修学資金の貸与を決定する。

（２） 特定の免許等の取得に対する支援資金貸与に係る要件の拡大について

① 趣旨

現在、本院で勤務する看護師の助産師免許や特定の資格の取得を支援することにより、モチベーション及び技術の向上が図られるとともに、本制度を有することが人材確保にも繋がると考え実施している支援資金貸与制度について、タスクシェアリングの推進が求められる昨今の情勢を踏まえ、柔軟に対応できるよう制度内容を見直すものです。

② 主な見直し内容

- i 現在の看護職に限定する制度の対象職員の範囲を他の職員にも拡大する。
- ii 対象となる免許・資格等に、管理者が現行の免許・資格に相当すると認めたものも含まれることとする。
- iii 貸与の額については、事案によって柔軟に取り扱うことができるよう、管理者が別に定めることとする。

項 目	現 行	見直し後（案）
対 象 職 員	看護職の職員	看護職及び医療技術職等の職員
対象となる 免許・資格 等	(1)助産師免許 (2)看護師資格 ① 専門看護師資格 ② 認定看護師資格	(1)助産師免許 (2)特定の専門分野について熟練していること 又は技術の水準が高いことを示す資格として、 <u>病院事業管理者が認めるもの。</u> (3)前2号に相当すると管理者が認めたもの
貸与の額	1年度ごとに貸与する。その額は、当該年度における助産師学校等の入学金及び授業料に相当する額（当該額が800,000円を超える場合は、800,000円）とする。	当該年度における助産師学校等の入学金及び授業料に相当する額のうち <u>管理者が別に定める額を</u> 1年度ごとに貸与する。

③ これに伴う見直し

上記（2）②iiiとの整合を図る観点から、現在、同様の貸与額としている、本院の医師が大学院で修学する場合に支援する、医師大学院修学資金貸与制度についても見直しを行います。

項 目	現 行	見直し後（案）
貸与の額	1年度ごとに貸与する。その額は、当該年度における大学院の入学金及び授業料に相当する額（当該額が 800,000 円を超える場合は、800,000 円）とする。	当該年度における大学院の入学金及び授業料に相当する額のうち <u>管理者が別に定める額を</u> 1年度ごとに貸与する。